

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターからの借用機材(トラロープ)において、作業時切断して使用したことが認められたため、借用機材の適正利用を徹底。	G	
2	2号機	放射性ドレン移送系タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(A,C)運転時、同サンプ出口流量計の指示値不良(指示がでない)が認められたため、当該計器を点検。	G	
3	3号機	復水浄化系復水ろ過装置(I)出口流量記録計の指示値において、ハンチング事象(変動幅が通常より大きくスパイク状に変化)が認められたため、当該系統流量を調節する弁を調査・点検。	G	
4	3.4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備加熱蒸気系固化系温水器(A)加熱蒸気供給ライン逃がし弁において、シートリーク(蒸気凝縮水が鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を補修。	G	
5	3.4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備加熱蒸気系減圧弁出口圧力計において、指示値不良(当該圧力計ライン隔離中にも関わらず指示あり)が認められたため、当該計器を点検。	G	
6	その他	福島第二原子力発電所ホームページ掲載情報「周辺地域の安全確保に関する協定に基づく通報連絡」の内、「放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに線量管理状況について」(H18～H21)において、記載漏れ(1箇所)及び誤記(3箇所)が認められたため、当該箇所を修正。	G	